

(一) 若シ解雇ノ場合ハ年當一年勤續日給一ヶ月分ノ割合ニ
ヲ支給セラレタリ

(二) 職工作業服其他ノ私物カ工場内ニアルヲ以テ出入ヲ許
サレタリ

(三) 社長ト會見サセラレタリ
ト申出ヲ何等經マシテ翌午前六時會見ヲ終レリ

(四) 社長ハ五月十六日滿洲旅行ト稱シ熱海ニ逃避シ従業員ト
會見ヲ避ケ專ラ前記上屋外ニ居リテ折衝ニ當ラシメ

タリ

2. 従業員側

(1) 一般状況

五月十六日公休中突然ノ解雇通知ヲ受ケタル従業員ハ高
半信半疑ニテ翌十七日平常通り出勤セルカ事實判明スル

(2) 及ニ極度ニ憤慨工場附近ニ参ル位及集合セリ

(3) 製造部従業員ノ情况

製造部従業員ハ別記高橋外ハ名ト共ニ二十四五名石川
區戸崎所一三松坂兵助方ニ集合協派ノ結果 解雇手當六
ヶ月分ヲ要スルコトトシ代表トシテ

高橋松太郎 以下九名

ヲ遣出 高合所ヲ連絡場所トシ一般従業員トシ連絡ヲ取
リ結束ヲ固ムルコトトセリ

(4) 印刷部従業員ノ情况

印刷部従業員ハ印刷部職長折崎苗吉ヲ代表トシテ 製造
部別個ニ會社ト折衝セシムルコトトセリ

(5) 會社ト印刷部代表トシテ折衝並ニ解決状況

印刷部職長松崎留吉ハ高合工場職長島田音次郎ト共ニ五月